

2011.4
vol.4

獨協地域と子ども 法律事務所たより



Photo: Takeshi Nomura

小さなレリーフ「こうのとりのゆりかご」と子どもの権利

「こうのとりのゆりかご」とは、熊本市にある慈恵病院に設置されたいわゆる「赤ちゃんポスト」のことである。

嬰児殺しや子どもの遺棄事件に心を痛めた同病院の院長が、ドイツのベビー・クラッペなどを参考に企画し、病院の一部に設置したものである。匿名で子どもを預かる施設であることから、倫理観を欠如させ、かえって子どもの遺棄を助長するといった批判が、設置当時、政府の閣僚からもなされている。

施設の設置が医療法上の許可を必要としたことから、その可否は熊本市に委ねられたこととなったが、市は、国や熊本県とも協議を重ね、直ちに違法とはいえないとしてこれを許可し、病院は、平成19年5月より、「ゆりかご」の運用を始めている。

昨年11月、その熊本で、日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN)の学術集会が行われた。熊本県による「ゆりかご」の検証結果(平成21年11月)を踏まえ、全日程を通じた共通テーマとしてこの問題を取り上げ、「ゆりかご」によって提起された課題をいろいろな角度から検討する企画はとても印象的であった。これを通じて、この社会で保障されるべき子どもの権利について改めて浮き彫りにされた。

ところで、獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターには、子どもを図柄とした一つの小さなレリーフがある。センター開所の折、イタリア・フィレンツェにあるユニセフのイノченティ研究所の主任研究員で、ノルウェーの子どもの人権オンブズマンを務めたトロント・ヴォーグ氏より贈られたものである。赤ちゃんポストは、古くは、ローマ教皇インノケンティウス3世の指示によってイタリアの養護施設に作られたものがあり、これが同研究所のシンボルレリーフともなっている。これをシンボルとする研究所が子どもの権利について世界に向けて発信しているのも興味深い。

「小さなレリーフ」に込められた思いは大きい。これを贈られたセンターそして法律事務所も子どもの権利保障の役割の少しでも担えればと思う。

弁護士 野村 武司



事務所を設立して4年が過ぎました。何よりも、草加をはじめ地域で働き、営業し、生活している皆様方の頼りになる法律事務所であるように努力を重ねてきました。これからも、地域に密着した、地域の皆様に信頼され、頼られる法律事務所を目指して、努力を重ねてゆきたいと思います。

また、隣接する獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターを支えるという観点から、子ども、少年の事件にも重点的に取り組んで来ました。更に、法科大学院の学生の臨床法教育、リーガルクリニックを通じて、将来の法曹を育てるという観点からも、様々な取り組みをしています。

事務所設立の原点を忘れず、皆様方の心強い味方の法律事務所として、事務所の敷居を低くして、皆様とともに発展をしてゆきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

所長
弁護士 柳 重雄

獨協地域と子ども法律事務所

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10
TEL.048-946-1730/FAX.048-946-1733 <http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice/>

ご挨拶



子どもの代理人

弁護士は、司法試験に合格して弁護士の資格を得ますが、試験科目にコミュニケーションという科目はありません。弁護士になってから、先輩等について見よう見まねでその方法を学び、独自に文献を読みなどして、その能力を高めていくしかありません。

最近は離婚事件などにおいて、親権や子どもの引き渡しが問題となる事案が多くなり、幼い子どもから話を聞く必要がある場面も増えてきました。そのような場合に備えて、家庭裁判所には、児童心理学、社会学、教育学などを専門とする調査官という専門職があり、意思を明示的に表明することができないような子どもの気持ちを聞き取って、裁判官などの判断権者に伝えるということをしてきました。ところがこの運用に対して新たな動きが出てきました。離婚の調停や訴訟などの手続きの中で、親たちの利害得失に翻弄されている子どもたちに、子どもの立場からその意見を表明する機会を与えるために、子どもに代理人をつけるという動きです。まだ、議論は煮詰まっていないのですが、ここ数年で法律に規定される予定であり、その代理人には、法律の手続きに通暁し、手続きの見通しを立てながら子どもに説明をして、行動することができるという観点から、弁護士が想定されています。

今後、弁護士は法律の専門家というだけではなく、児童心理学などの勉強をし、子どもから話を聞くトレーニングを積みつつ、子どもの目線に立って、子どもにとっての最善の利益とは何かを考えて、新たな分野での活動をしなければならない時期にきているように思います。

弁護士 井原 正則



地域の皆さんの頼れる事務所として

法科大学院の中にある法律事務所といつても、将来の法曹を目指す学生に貢献すること、隣接するリーガルサービスセンターを支え、子どものテーマの事件にも力を入れること以外には自主的に運営をしています。中には、事務所の名前が「地域と子ども」とついているから、子どもの事件しか扱ってくれないのではないかと思って

おられる方々も少なくないようですが、決してそうではありません。私たちの基本は、地域密着型の法律事務所、即ち子どもの事件は重点を置いて取り扱いますが、地域で働き、生活する人達の心強い見方の法律事務所であることです。その意味で「地域」の事務所ですので、是非、子どもの問題に関わらず、幅広く、気軽に相談においていただきたいと思います。



弁護士の時間と親の時間

私も弁護士8年目、弁護士会では、子どもの権利委員会の委員長になって、重要なポストを任せてもらえるようになっています。多くの人々と関係ができ、新たな分野も開拓したいと思い、毎日充実した日々を過ごしています。そんな中、最近の1番の悩みは、自分の子ども(2歳・4歳の息子)に時間を分け与えていないのではないかと思っ

いかという点です。弁護士としての時間と親としての時間、どちらか大切とは割り切れず、迷い続けています。



これからの法律家像を見据えて

獨協大学法科大学院を任せ11年が経ちました。当事務所は、併設している獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターとともに、法科大学院ならではの事務所として、これからの法曹のあり方をいつも心にとめながら活動をしてきました。現在、法曹人口と法律家の職の就職問題、法曹の質の問題などとともに、法科大

学院制度自体がはや曲がり角に来ています。他方で、日常目の当たりにするのは、人間関係に問題を抱えながら、リソースにつながれない人たちの存在です。向かっている方向と現実のギャップをいかにすべきか、実践を通じて、また責任ある立場からも問題提起していきたいと考えています。



代わりのない仕事なので

寒さもやっと少しあるようになりましたが、みなさんいかがお過ごしでしょうか。私はここ数年、平穡無事に過ごしてきたため、「私は風邪をひかない!」とたかをくくって生活していました。

ところがこの冬、こんな傲慢な態度が風邪方面に目を付けられたのか、突然重い風邪にかかるようになりました。そのため、(いつ吐いてもいいように)トイレの位置を確認しながら、警察署に接見に行かなくてはならなくなるという憂き目にあってしまいました。

今年は、体が資本ということを再認識しつつ、不摂生をしないで、頑張っていきたいと思います。

家庭と子どもを考える ～子どもの目線から～

平成22年10月、第5回事務所の学習会「家庭と子どもを考える～子どもの目線から～」を行いました。学習会には、多くの市民の方々、学生達にご参加いただき、現在の家庭、子どもの置かれている現状について学び、議論をしました。

家庭と子ども、少年という観点から考えてみると、様々な深刻な問題が広がっています。両親が離婚をすれば、子ども達を苦しめることになります。親の紛争に子どもを巻き込み、子どもの親権や監護の問題、面接交渉や子どもの引き渡しなどの紛争が起こります。最近はこうした紛争が激増しています。また、虐待問題や少年非行なども、極めて深刻な問題状況にあります。子ども達は家庭との関係で過酷な状況に置かれているといえる様に思います。

こんな時に、私たちは、子どもの権利条約における子どもの権利の視点或いは子ども、少年達の目線になって考えてゆくことがとても大切に思います。学習会では、このような観点から、子どもの権利と家庭への視点、夫婦の離婚と子ども達、家庭からみた少年非行というテーマで報告し、議論をしました。

獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターが、広く子どもの権利に関する相談を受け付けています。法律事務所も、センターを支えるとともに、子ども、少年の目線から、子ども・少年の人権問題に、力を入れて取り組んでゆきたいと考えています。

事務所の学習会は、これからも、地域の皆さんのが要望に答えて、様々な権利問題で継続してゆきたいと考えています。どうぞよろしくご参加下さい。

弁護士 柳 重雄



『離婚－年金分割制度について』

年金分割制度が始まって、3年以上経ちました。年金分割制度は、離婚の決断自体を後押ししたり、また、慰謝料・財産分与など他の条件のかけひきに使われたりと、離婚にあたって、様々な役割を果たしています。

「3号分割と合意分割について」

3号分割とは、平成20年4月1日以降の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。一方が役所に請求することにより、「相手方の同意がなくとも」分割できる点にその特徴があります。ですから、平成20年4月1日以降に結婚された方は、今後離婚する際、分割の割合についてわざわざ相手の同意を得る必要がありませんので、非常に簡便な制度だといえます。これに対し、婚姻期間に、平成20年4月1日より前の期間が含まれる場合には、相手方の協力を得て、分割する割合を決めなくては、平成20年4月1日より前の年金納付記録を分割することが原則としてできません(合意分割)。分割をする側としては、これを材料に、財産分与など他の離婚条件の譲歩を求める余地があります。

もっとも裁判所に年金分割の割合を決める審判を申し立てた場合、よほど特殊な事情(長期間の別居など)がない限りは、「2分の1を分ける」という内容の審判ができることが、ほとんどだそうです。

したがって、分割を受ける側としては、慰謝料などの離婚条件を決める時には、あえて年金分割のことには触れず、離婚が成立してから、改めて年金分割の申立てをし、裁判所に分割割合を決めてもらった方が、よりよい離婚条件を引き出せるかも知れません。(ただし2年の時効にはご注意下さい。)

弁護士 西澤 豊陽子

弁護士紹介



地域の皆さんの頼れる事務所として

法科大学院の中にある法律事務所といつても、将来の法曹を目指す学生に貢献すること、隣接するリーガルサービスセンターを支え、子どものテーマの事件にも力を入れること以外には自主的に運営をしています。中には、事務所の名前が「地域と子ども」とついているから、子どもの事件しか扱ってくれないのではないかと思っ

いかという点です。弁護士としての時間と親としての時間、どちらか大切とは割り切れず、迷い続けています。



弁護士の時間と親の時間

私も弁護士8年目、弁護士会では、子どもの権利委員会の委員長になって、重要なポストを任せてもらえるようになっています。多くの人々と関係ができ、新たな分野も開拓したいと思い、毎日充実した日々を過ごしています。そんな中、最近の1番の悩みは、自分の子ども(2歳・4歳の息子)に時間を分け与えていないのではないかと思っ

いかという点です。弁護士としての時間と親としての時間、どちらか大切とは割り切れず、迷い続けています。



これからの法律家像を見据えて

獨協大学法科大学院を任せ11年が経ちました。当事務所は、併設している獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターとともに、法科大学院ならではの事務所として、これからの法曹のあり方をいつも心にとめながら活動をしてきました。現在、法曹人口と法律家の職の就職問題、法曹の質の問題とともに、法科大

学院制度自体がはや曲がり角に来ています。他方で、日常目の当たりにするのは、人間関係に問題を抱えながら、リソースにつながれない人たちの存在です。向かっている方向と現実のギャップをいかにすべきか、実践を通じて、また責任ある立場からも問題提起していきたいと考えています。



代わりのない仕事なので

寒さもやっと少しあるようになりましたが、みなさんいかがお過ごしでしょうか。私はここ数年、平穡無事に過ごしてきたため、「私は風邪をひかない!」とたかをくくって生活していました。

ところがこの冬、こんな傲慢な態度が風邪方面に目を付けられたのか、突然重い風邪にかかるようになりました。そのため、(いつ吐いてもいいように)トイレの位置を確認しながら、警察署に接見に行かなくてはならなくなるという憂き目にあってしまいました。

今年は、体が資本ということを再認識しつつ、不摂生をしないで、頑張っていきたいと思います。